死刑廃止をめざして

2022.9 第11号

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部ニュース

編集責任 日本弁護士連合会
死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部

●主な内容●

・2022年度活動方針について …… 9
・報告 オンラインシンポジウム「名張事件から、『死刑えん罪』を考える」…… 9
・日弁連主催サイドイベント「国民世論と死刑廃止のプロセス」～第31会期国連犯罪防止刑事司法委員会の報告～」…… 10
・中部弁護士会連合会の活動報告…… 10
・各地の取組から 佐賀県弁護士会報告…… 10
・古川法務大臣による死刑執行…… 10

2022年度活動方針について

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部　事務局長　小川原　優之（第二東京）

1　日弁連は、死刑制度の廃止を実現するため、法務省に死刑執行停止を要請するなど様々な活動を行ってきていますが、２０２２年６月、懲役・禁錮を廃止し「拘禁刑」として単一化するとともに、拘禁刑及び拘留に処せられた者に、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができるものとする「刑法等の一部を改正する法律」が成立しました。これは明治40年の刑法の制定以来、初めて刑の種類の見直しを行うものですが、刑罰の目的を「懲らしめ」から「立ち直り」に大転換させた法改正といえ、わが国の刑罰制度のなかで、死刑の異質さが一層はっきりしてきています。

このようなことから、当本部としては、法務省内に、死刑制度を含む刑罰制度改革のための協議を行う審議会（有識者会議などを含む）が設置されるよう働きかけることを今年度の活動方針の一つとしています。

2　また死刑制度を廃止するためには、最終的には国会における立法が必要であり、与野党を問わず国会議員に対する働きかけが重要です。現在、超党派の国会議員により「日本の死刑制度の今後を考える議員の会」（会長　平沢勝栄衆議院議員）が結成されています。

そこで当本部としては、この「議員の会」と連携し、国会議員に対し、死刑制度を含む刑罰制度改革のための協議を行う委員会などが設置されるよう、働きかけを行い、また各地において政党、国会議員に対する陳情活動を実施することを活動方針としています。

3　わが国でも死刑の存廃をめぐる冷静な議論が徐々に行われるようになり、近年、全日本仏教会が「死刑は釈尊の教えにあわない」という答申を発表し、今年は法制審議会の井田良会長が、理論刑法学の立場から死刑廃止を求める「死刑制度と刑罰理論」を発表し、また芥川賞作家の平野啓一郎氏が「死刑は必要だという心情」に向き合いつつ死刑廃止を訴える「死刑について」を発表しています。

当本部としては、このような様々な動きとともに、市民やマスコミに働きかけ、死刑制度の廃止を実現するため、本年度も活動する方針です。

報告　オンラインシンポジウム「名張事件から、『死刑えん罪』を考える」

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部　副本部長　小林　修（愛知県）

２０２２年６月13日、日弁連主催のオンラインシンポジウム「名張事件から、『死刑えん罪』を考える」を開催し、約２２０名の参加がありました。

このシンポジウムは、名張事件について、２０２２年３月３日、名古屋高裁が、亡奥西勝氏の妹の岡美代子氏による死後再審請求（第十次再審）を棄却した原決定を是認して、異議申立てを棄却したことを受けて実施したものです。

〔えん罪名張事件〕

弁護団報告で、鈴木泉弁護団長（愛知県）は、証拠に基づいて、名張事件がえん罪であることを訴えました。名張事件は、１９６１年３月、三重県名張市内の公民館で、宴会時に毒物の混入したぶどう酒を飲んだ女性５名が死亡し、12名が傷害を負ったという死刑事件です。

名張事件は、一審津地裁の無罪判決、第七次再審請求での再審開始決定、それを取り消した異議審決定を取消して差戻した最高裁決定と、三つの裁判体がえん罪であると判断した死刑事件です。しかし、いずれも、検察官の不服申立により取消され、現在は第十次再審特別抗告審が闘われています。

鈴木団長は、40年にわたる名張事件への取り組みで、「確かな証拠で死刑判決が出されたわけではない。しかし、一旦出された死刑判決は確かな証拠があっても見直されない。」という思いを語りました。「こんな証拠で死刑なのか」という鈴木団長の言葉が重く響きました。

〔科学的証拠の無視〕

科学的証拠を担当した野嶋真人弁護士（第二東京）がパワーポイントを駆使して、以下のとおり、報告しました。

糊鑑定に関する証拠は、毒物が混入されたぶどう酒の瓶口に巻かれていた封緘紙の裏面に、製造過程では塗布されるはずのない別の糊が付着していたことを示し、奥西勝氏以外の人物に犯行機会があったことを明らかにしました。また、毒物に関する新証拠は、再審開始を妨げてきた抽象的な仮説を実験結果によって否定し、飲み残しのぶどう酒から検出された農薬が、奥西氏が所持していたものとは別物であるという結果を改めて明らかにしました。しかし、裁判所は、科学的根拠無く否定しました。

〔岡美代子さんのビデオレター〕

92歳になる岡美代子さんは、ビデオレターを送ってくれました。その中で、亡兄奥西勝氏の人となりと死刑囚の家族の生活を語り、無念の獄死をした亡兄の無実を晴らすために、命の限り、再審請求人として頑張るという切実な思いを語ってくれました。

〔水谷規男教授の基調報告〕

大阪大学大学院高等司法研究科の水谷規男教授は、研究者となった当初から名張事件に関わってきた経験を踏まえ、今回の第十次再審請求の異議請求棄却決定の理論的な問題点等について報告しました。第一の問題は証拠に基づくのではなく単なる可能性だけで請求を退けたこと、第二の問題は再審請求審では何もしなかったという審理の在り方に触れられていないこと、第三の問題は再審における新証拠の明白性判断方法について、最高裁白鳥決定の判例に反すること、を指摘しました。水谷教授は、判例に従って、新証拠が確定有罪判決の前に出されていたならば、本当にそのような有罪判決が出されただろうか、という観点で新旧証拠の総合評価をしなければならない、と訴えました。

〔小倉孝保氏の基調講演〕

毎日新聞論説委員である小倉孝保氏は、ジャーナリストとしての視点から、日本の死刑制度は世界からどう見えるのかを以下のとおり、講演しました。

２００７年の国連総会で死刑モラトリアム決議採択を取材したとき、廃止国と存置国の顔ぶれを見て、日本は人権の問題で取り残されてしまうと感じました。日本の代表は発言しなかったので聞いてみると、「恥ずかしいから」という言葉が出ました。

その後、アメリカの死刑について取材したところ、日本とは違って、執行日などの情報にもアクセスでき、死刑囚の了解があれば執行前にインタビューもできました。アメリカでは「人権に配慮した執行」について議論し続けている状況です。

アメリカでは、名張事件のように一審で無罪になった人が死刑になることはあり得ないし、再審請求で弁護人がいないこともあり得ません。

死刑制度は人権のバロメーターです。

〔パネルディスカッション〕

最後に、鈴木泉弁護士、水谷規男教授、小倉孝保論説委員によるパネルディスカッションが行われました。その中で、奥西勝氏が、死刑判決から46年間、執行の恐怖と闘いながら無念の獄中死となったこと、アメリカと比べても、死刑判決の全員一致制や必要的上訴制度がなく、死刑制度の情報も隠されているといった問題点があること、今も死刑えん罪事件は存在すること等が指摘され、日本の死刑制度が深刻な問題を抱えていることが明らかとなりました。

パネルディスカッションの様子

日弁連主催サイドイベント「国民世論と死刑廃止のプロセス」～第31会期国連犯罪防止刑事司法委員会の報告～

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部　委員　大野　鉄平（愛知県）

２０２２年５月16日から20日にかけて国連犯罪防止刑事司法委員会（コミッション）がオーストリアのウィーン国際センターで開催されました。毎年５月に開かれるコミッションは、刑事司法の課題を世界へ発信する貴重な機会です。今年は新型コロナウイルスの感染防止の観点から現地での参加が制限され、例年実施されていたサイドイベントはすべてＺｏｏｍなどのＷｅｂ会議システムを利用して行われることとなりました。

こうしたなか、日弁連は「国民世論と死刑廃止のプロセス」というタイトルでオンラインでのサイドイベントを主催しました。このイベントにはオーストラリア・モナッシュ大学准教授の佐藤舞博士、アメリカ合衆国を拠点とするデスペナルティー・インフォメーション・センター事務局長のロバート・ダンハム氏、フランスを中心に死刑廃止運動を展開するＥＣＰＭ（Ensemble contre la Peine de Mort）から事務総長のラファエル・シュヌイユ＝ハザン氏が登壇し、日本の世論調査や各国の死刑廃止に向けたプロセスを踏まえ、世論が死刑廃止に与える影響について議論されました。

基調講演をされる佐藤舞氏

中部弁護士会連合会の活動報告

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部　事務局次長・中部弁護士会連合会死刑問題検討ＷＧ座長　太田　宏史（福井）

中部弁護士会連合会（中部弁連）における死刑廃止に向けた取組について、近年の状況を報告いたします。

まず最初に、中部弁連人権擁護委員会内の死刑問題検討ＷＧは、２０２２年６月25日に、岐阜県弁護士会館において、「死刑廃止を考える日～大杉漣最後の主演映画『教誨師』を通して『罪を償う』を考える～」と題して死刑廃止を考えるシンポジウムを開催しました。

当シンポジウムは、坂井美紀夫中部弁連理事長の挨拶に始まり、２０１８年に急逝された俳優の大杉漣さんの最後の主演作品である「教誨師」の上映と、教誨師である中原寺元住職平野俊興氏へのインタビューの２部構成で行われ、最後は岡本浩明岐阜県弁護士会死刑制度検討ＰＴ座長の挨拶で終わりました。

当日は、蒸し暑い天気の中、またコロナ禍にもかかわらず弁護士を中心に多くの参加者が来られ、盛況のうちに終わることができました。

映画「教誨師」は、動きのない室内での死刑囚と教誨師との対話が中心なのですが、それぞれの俳優の演技力を楽しみつつ教誨活動の雰囲気がよくわかる内容で、大変見応えのあるものでした。

平野俊興氏へのインタビューでは、まずは同氏の講演パートにおいて、まず教誨師の歴史や活動についての説明の後、罪を償うとはどういうことか？につながるさまざまなお話をしていただきました。次に、インタビューパートで、日弁連でも現在活発に議論が行われている終身刑についてや、２０１９年に出された全日本仏教会の死刑廃止の捉え方に対する答申内容についての意見など、教誨師という立場だけでなく、仏教者としての立場も踏まえたお話を聞くことができました。特に印象に残ったお話として、昔は、弁護人を務めた弁護士からの勧めがきっかけで教誨を受けるようになるということがよくあったが、近年そういうことが少なくなった、ということで、恥ずかしながら私自身、普段の弁護活動で教誨活動を意識することがあまりなかったので考えさせられました。

中部弁連の死刑問題検討ＷＧでは、このようなシンポジウムを毎年、中部弁連管内の各地で開催しています。そのほか、弁護士向けのより専門的な勉強会も随時開催しており、最近では、２０２２年４月13日に、三重弁護士会の伊藤誠基弁護士を講師として、死刑再審事件に関する勉強会も開いています。この勉強会は、２００２年に津地裁で死刑判決が出された、いわゆる久居事件の再審請求を題材としたもので、事件の紹介とともに再審請求の苦労などをお話ししていただきました。

そのほか中部弁連管内の各会でも、死刑廃止に向けた活動が行われています。愛知県弁護士会は、毎年、会としてシンポジウムを開催するなど活発に活動をしていますし、金沢弁護士会も、会内勉強会を重ねて開催し、会として死刑廃止を真剣に議論するなど、それぞれの会独自の取組を進めてきています。

そして現時点で中部弁連として死刑廃止宣言は行われていませんが、愛知県弁護士会では２０２０年にすでに発出済みであり、そのほかの会でもこの宣言発出に向けた取組は継続されています。近年、当ＷＧには若手の会員が多く参加するようになってきており、活動の継続性についても手応えを感じてきているところです。

中部弁連としても、今後も引き続き死刑廃止に向けた取組を継続し、深化発展していくとともに、管内各会の取組をサポートしていきたいと考えています。

平野俊興氏（左）へのインタビューの様子

各地の取組から ～映画「望むのは死刑ですかⅡオウム〝大執行〟と私」上映会と長塚監督の講演とシンポジウム～

この映画は、長塚監督による「望むのは死刑ですか？考え悩む世論」に続く第二作です。第一作は、市民が死刑制度について数日間にわたって様々な人の話を聞いたり、市民同士が議論して、その前後で死刑制度についての意識がどう変わったのかを描いたドキュメンタリー映画です。長塚監督は「死刑制度についてまずは市民に考え、議論してもらうこと」が映画製作の目的とされており、各地でのシンポジウムでも映画を観て、長塚監督の話を聞いたあとに市民とのミニ討論会が開催されています。会場によっては、５～６人のグループになるよう席を並べ替えて意見が言いやすいようにして、グループごとに出た意見をリーダー（弁護士にお願いする場合が多いようです）が発表して、さらに全体で議論するというものです。多くの市民にとっては、日頃、死刑制度について深く考えたことはなく、「自分の言葉で自分の意見を言うことになると自分の考えが深まって貴重な経験だった」という感想が寄せられています。また、市民の意見をまとめて発表する役割の弁護士からも「これまで考えたことのない市民の観点からの意見が聞けた」と好評です。

今回は佐賀県弁護士会のシンポジウムを報告します。同様のシンポジウムは、神奈川県、熊本県、徳島のほか、各弁護士会で次々と開催されており、今後も各地での様々な意見交換が期待されます。

佐賀県弁護士会報告

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部　委員　福岡　寛章（佐賀県）

２０２２年６月18日、６年ぶりのシンポジウムを開催させていただきました。参加者はおよそ40名。年齢も様々な方がいらっしゃいました。

今回は長塚監督をお招きし、映画「望むのは死刑ですかⅡ オウム〝大執行〟と私」上映の後、監督の講演と意見交換の時間を設けさせていただきました。開始からしばらくは質問される方はおられず、監督の講演を中心に進行しましたが、中盤以降は多数の参加者が意見を述べられました。

意見の中には、存置の意見として「目には目を歯には歯をという考えなので死刑制度に賛成」「自分の身内のことを想定すると死刑に反対とは言えない」との意見、廃止の意見として「仏教的には殺生はいけないから賛成とは言えない」「犯罪者は世の中のために殺すのではなく有効活用すべき」「一般予防効果は検証できない以上考慮すべきでない」「冤罪の可能性がある以上応報という目的が達成できない」「社会復帰を重視すべき」「被害者感情は遺族によって様々なので考慮すべきでない」などがあり、「世間は死刑のことをどれだけ知っているのだろうか」といった発言もありました。

いい意見交換の場になったのではと思います。

古川法務大臣による死刑執行

２０２２年７月26日、東京拘置所において１名に対する死刑が執行されました。

岸田内閣が発足し、古川法務大臣が就任してから、昨年の12月21日の３人に続き、半年余りの間に４人目の執行であり、極めて遺憾な事態です。

日弁連は、執行当日、「死刑執行に対し強く抗議し、直ちに全ての死刑執行を停止して、死刑制度を廃止する立法措置を早急に講じることを求める会長声明」を発表し、法務大臣及び内閣総理大臣宛てに提出しました。会長声明は、日弁連のウェブサイトにて御覧いただけます。

https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2022/220726.html

また、各地の弁護士会も会長声明を発表しています。